

滋賀県附属機関設置条例（平成25年7月5日滋賀県条例第53号）抜粋

（趣旨）

第1条 この条例は、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるものほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項および第202条の3第1項の規定に基づき、県の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務ならびに委員の数、構成および任期は、同表に定めるとおりとする。

1 委員は、執行機関（別表第3項の表に掲げる附属機関にあっては、知事）が任命する。

2 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（専門委員等）

第3条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、専門委員その他の臨時の委員を置くことができる。

（部会等）

第4条 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるものほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、規則または教育委員会規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

1 知事の附属機関

名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期
滋賀県農村振興交付金制度審議会	農村の振興に係る交付金制度の運用に関する重要事項について調査審議すること。	10人以内	(1)学識経験を有する者 (2)その他知事が適当と認める者	2年